

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【公開番号】特開2005-124233(P2005-124233A)

【公開日】平成17年5月12日(2005.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2005-018

【出願番号】特願2004-352830(P2004-352830)

【国際特許分類第7版】

H 04 M 1/247

G 06 F 3/023

H 03 M 11/04

【F I】

H 04 M 1/247

G 06 F 3/023 310 L

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月12日(2005.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のファンクション機能を機能種別毎に表示すると共に、該表示されたファンクション機能を選択し実行する第1のファンクションメニュー手段と、複数のファンクション機能を表示すると共に、該表示されたファンクション機能を選択し実行する第2のファンクションメニュー手段と、前記第1のファンクションメニュー手段の複数のファンクション機能のうち選択されたファンクション機能を前記第2のファンクションメニュー手段に登録するファンクション機能登録手段とを備えたことを特徴とする通信装置。

【請求項2】

前記ファンクション機能登録手段によって前記第2のファンクションメニュー手段に登録されたファンクション機能の表示する順番を変更するファンクション機能表示順番変更手段を備えたことを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項3】

前記第2のファンクションメニュー手段は、一番最近に使用されたファンクション機能から新しい順に表示することを特徴とする請求項1または2に記載の通信装置。

【請求項4】

前記第2のファンクションメニュー手段は、登録されているファンクション機能と同じファンクション機能が使用された場合には、そのファンクション機能を一番最近使用されたファンクション機能として表示することを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載の通信装置。

【請求項5】

前記第2のファンクションメニュー手段は、登録されているファンクション機能と同じファンクション機能が使用された場合には、その表示順番を変更しないで表示することを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の通信装置。

【請求項6】

前記第2のファンクションメニュー手段に登録されているファンクション機能と異なるファンクション機能が使用された場合は、使用された前記ファンクション機能を前記第2

のファンクションメニュー手段に登録するファンクション機能追加登録手段を備えたことを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の通信装置。

【請求項7】

前記第2のファンクションメニュー手段に登録されているファンクション機能から所定のファンクション機能を削除するファンクション機能削除手段を備えたことを特徴とする請求項1乃至6のいずれかに記載の通信装置。

【請求項8】

前記第2のファンクションメニュー手段に登録されているファンクション機能と異なるファンクション機能が使用された場合は、前記第2のファンクションメニュー手段に登録されているファンクション機能のうち、一番古いファンクション機能を削除すると共に、該使用されたファンクション機能を一番新しいファンクション機能として前記第2のファンクションメニュー手段に登録するファンクション機能削除登録手段を備えたことを特徴とする請求項1乃至7のいずれかに記載の通信装置。

【請求項9】

前記通信装置は電話装置であることを特徴とする請求項1乃至8のいずれかに記載の通信装置。

【請求項10】

複数のファンクション機能を機能種別毎に表示すると共に、該表示されたファンクション機能を選択し実行する第1のファンクションメニューと、複数のファンクション機能を表示すると共に、該表示されたファンクション機能を選択し実行する第2のファンクションメニューとを有し、前記第1のファンクションメニューの複数のファンクション機能のうち選択されたファンクション機能を前記第2のファンクションメニューに登録することを特徴とする通信装置の操作方法。

【請求項11】

前記第2のファンクションメニューに登録されたファンクション機能の表示する順番を変更することを特徴とする請求項10に記載の通信装置の操作方法。

【請求項12】

前記第2のファンクションメニューは、一番最近に使用されたファンクション機能から新しい順に表示することを特徴とする請求項10または11に記載の通信装置の操作方法。

【請求項13】

前記第2のファンクションメニューは、登録されているファンクション機能と同じファンクション機能が使用された場合には、そのファンクション機能を一番最近使用されたファンクション機能として表示することを特徴とする請求項10乃至12のいずれかに記載の通信装置の操作方法。

【請求項14】

前記第2のファンクションメニューは、登録されているファンクション機能と同じファンクション機能が使用された場合には、その表示順番を変更しないで表示することを特徴とする請求項10乃至13のいずれかに記載の通信装置の操作方法。

【請求項15】

前記第2のファンクションメニューに登録されているファンクション機能と異なるファンクション機能が使用された場合は、使用された前記ファンクション機能を前記第2のファンクションメニューに登録することを特徴とする請求項10乃至14のいずれかに記載の通信装置の操作方法。

【請求項16】

前記第2のファンクションメニューに登録されているファンクション機能から所定のファンクション機能を削除することを特徴とする請求項10乃至15のいずれかに記載の通信装置の操作方法。

【請求項17】

前記第2のファンクションメニューに登録されているファンクション機能と異なるファ

ンクション機能が使用された場合は、前記第2のファンクションメニューに登録されているファンクション機能のうち、一番古いファンクション機能を削除すると共に、該使用されたファンクション機能を一番新しいファンクション機能として前記第2のファンクションメニューに登録することを特徴とする請求項10乃至16のいずれかに記載の通信装置の操作方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】通信装置および通信装置の操作方法

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、通信装置および通信装置の操作方法、より詳細には、ファクシミリ、電話、携帯電話等の通信装置において、複数のファンクション機能が記憶されている第3のボタンを有し、該第3のボタンを押すたびに、使用されたファンクション機能を順に表示器に表示するようにし、少ないタッチで使いたいファンクション機能を呼びだすことが出来、しかも、選択し易いようにした通信装置および通信装置の操作方法に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

請求項1の発明は、複数のファンクション機能を機能種別毎に表示すると共に、該表示されたファンクション機能を選択し実行する第1のファンクションメニュー手段と、複数のファンクション機能を表示すると共に、該表示されたファンクション機能を選択し実行する第2のファンクションメニュー手段と、前記第1のファンクションメニュー手段の複数のファンクション機能のうち選択されたファンクション機能を前記第2のファンクションメニュー手段に登録するファンクション機能登録手段とを備えたものである。

請求項2の発明は、請求項1の発明において、前記ファンクション機能登録手段によつて前記第2のファンクションメニュー手段に登録されたファンクション機能の表示する順番を変更するファンクション機能表示順番変更手段を備えたものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

請求項3の発明は、請求項1または2の発明において、前記第2のファンクションメニュー手段は、一番最近に使用されたファンクション機能から新しい順に表示するものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項4の発明は、請求項1乃至3のいずれかの発明において、前記第2のファンクションメニュー手段は、登録されているファンクション機能と同じファンクション機能が使用された場合には、そのファンクション機能を一番最近使用されたファンクション機能として表示するものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項5の発明は、請求項1乃至4のいずれかの発明において、前記第2のファンクションメニュー手段は、登録されているファンクション機能と同じファンクション機能が使用された場合には、その表示順番を変更しないで表示するものである。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項6の発明は、請求項1乃至5のいずれかの発明において、前記第2のファンクションメニュー手段に登録されているファンクション機能と異なるファンクション機能が使用された場合は、使用された前記ファンクション機能を前記第2のファンクションメニュー手段に登録するファンクション機能追加登録手段を備えたものである。

請求項7の発明は、請求項1乃至6のいずれかの発明において、前記第2のファンクションメニュー手段に登録されているファンクション機能から所定のファンクション機能を削除するファンクション機能削除手段を備えたものである。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項8の発明は、請求項1乃至7のいずれかの発明において、前記第2のファンクションメニュー手段に登録されているファンクション機能と異なるファンクション機能が使用された場合は、前記第2のファンクションメニュー手段に登録されているファンクション機能のうち、一番古いファンクション機能を削除すると共に、該使用されたファンクション機能を一番新しいファンクション機能として前記第2のファンクションメニュー手段に登録するファンクション機能削除登録手段を備えたものである。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 1 1 】

請求項 9 の発明は、請求項 1 乃至 8 のいずれかに記載の通信装置を電話装置としたものである。

請求項 10 の発明は、複数のファンクション機能を機能種別毎に表示すると共に、該表示されたファンクション機能を選択し実行する第 1 のファンクションメニューと、複数のファンクション機能を表示すると共に、該表示されたファンクション機能を選択し実行する第 2 のファンクションメニューとを有し、前記第 1 のファンクションメニューの複数のファンクション機能のうち選択されたファンクション機能を前記第 2 のファンクションメニューに登録するものである。

請求項 11 の発明は、請求項 10 の発明において、前記第 2 のファンクションメニューに登録されたファンクション機能の表示する順番を変更するものである。

請求項 12 の発明は、請求項 10 または 11 の発明において、前記第 2 のファンクションメニューは、一番最近に使用されたファンクション機能から新しい順に表示するものである。

請求項 13 の発明は、請求項 10 乃至 12 のいずれかの発明において、前記第 2 のファンクションメニューは、登録されているファンクション機能と同じファンクション機能が使用された場合には、そのファンクション機能を一番最近使用されたファンクション機能として表示するものである。

請求項 14 の発明は、請求項 10 乃至 13 のいずれかの発明において、前記第 2 のファンクションメニューは、登録されているファンクション機能と同じファンクション機能が使用された場合には、その表示順番を変更しないで表示するものである。

請求項 15 の発明は、請求項 10 乃至 14 のいずれかにの発明において、前記第 2 のファンクションメニューに登録されているファンクション機能と異なるファンクション機能が使用された場合は、使用された前記ファンクション機能を前記第 2 のファンクションメニューに登録するものである。

請求項 16 の発明は、請求項 10 乃至 15 のいずれかの発明において、前記第 2 のファンクションメニューに登録されているファンクション機能から所定のファンクション機能を削除するものである。

請求項 17 の発明は、請求項 10 乃至 16 のいずれかの発明において、前記第 2 のファンクションメニューに登録されているファンクション機能と異なるファンクション機能が使用された場合は、前記第 2 のファンクションメニューに登録されているファンクション機能のうち、一番古いファンクション機能を削除すると共に、該使用されたファンクション機能を一番新しいファンクション機能として前記第 2 のファンクションメニューに登録するものである。